

人権に基づく投資は、社会に最大限の利益をもたらす

2025/02/06

国連人権高等弁務官事務所

国連人権担当事務次長補佐の Ilze Brands Kehris は、ニューヨークで行われた国連経済社会理事会（ECOSOC）の調整協議で次のように述べた。「人権に基づく投資は、人びとを中心に据え不平等に取り組むことで、社会に最大限の利益をもたらす。現在、私たちの経済モデルと制度的な障壁は、何百万人もの人びとをさらに不利な状況に追い込んでいる。私たちは最も脆弱な立場の人びとを保護するために、ECOSOC や国連システムに対し、1) 新たなパラダイムにシフトし、経済的、社会的および文化的権利のための財政的なゆとりを増やす経済へ投資すること、2) 人権に基づいたケアやサポートシステムへの投資を強化し、女性および女性の生活を向上すること、3) 女性差別撤廃委員会一般勧告 40 を実施し、全ての意思決定プロセスにおいて、50:50 パリティを達成すること、4) 人権規範や基準に基づき、国際金融および債務構造の改革を行うこと、5) 人権に基づく技術開発や公平な技術移転を支持することにより各国への支援を強化するよう勧告する」。

## CEDAW 90 会期—第 2 週：スリランカの女性の人権状況に関してブリーフィング

2025/02/10

国連人権高等弁務官事務所

2月3日に始まった女性差別撤廃委員会（CEDAW）90 会期では、ベリーズ、ベラルーシ、コンゴ、コンゴ民主主義共和国（例外的レポート）リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ネパール、スリランカ各政府が提出した報告書の審査が行われている。本日午後には、第 2 週目に審査が行われるスリランカに関する NGO 発言者と委員会の間で非公式公開ミーティングが開かれ、同国における女性の人権状況に関して報告と質疑が行われた。ベリーズ、コンゴ、リヒテンシュタインの報告書審査も行われるが、これらの国について発言する NGO はいなかった。スリランカに関して発言した NGO は、差別的な法律、ジェンダーに基づく暴力、セックスワーカーの処遇などに関する懸念を表した。同会期は 2 月 21 日に閉幕する予定である。

\*ブリーフィングの様子は [UN WebTV](#) より視聴可能。

## バングラデシュ：深刻な権利侵害に対する正義を求める

2025/02/12

### 国連人権高等弁務官事務所

国連人権事務所の[報告書](#)は、2024年、バングラデシュで起きた学生の先導による抗議行動において、アワミ連盟の前政府と治安部隊および諜報機関が、民間の暴力的勢力とともに、深刻な人権侵害を犯したことを明らかにした。また、政府高官の証言やその他証拠から、反政府デモ参加者や同調者を攻撃し、暴力的に弾圧する公式方針があったことも明らかになり、さらなる緊急の犯罪捜査が必要な人道に対する罪への懸念が浮上した。警察やその他治安部隊が子どもたちを殺傷し、恣意的な逮捕、非人道的な状況での拘束、拷問を加えていたこともわかった。さらに、ヒンドゥー教徒、アフマディヤ・ムスリム、チッタゴン丘陵地帯の先住民族への襲撃に関連し、約100人が逮捕され、加害者の多くは、依然として処罰を受けていない。報告書では、治安部隊や司法の改革、市民あるいは政治家による異論を抑圧することを目的とした法律や制度の廃止、政治システムと経済ガバナンスのより広範な改革を実施するための一連の詳細な勧告を提示している。

## 女性差別撤廃委員会 90 会期閉幕

2025/02/21

### 国連人権高等弁務官事務所

2月3日に始まった女性差別撤廃委員会（CEDAW）90 会期は、2月21日に終了した。今会期では、ベリーズ、ベラルーシ、コンゴ、コンゴ民主主義共和国（例外的レポート）、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ネパール、スリランカ各政府が提出した報告書が審査され、最終日にその総括所見\*\*が採択された。2月17日には、現在作成中のジェンダーステレオタイプに関する一般勧告について46か国の締約国と17のNGOも交えて[協議](#)された。次回会期は、6月16日から7月4日に行われ、アフガニスタン、ボツワナ、チャド、メキシコ、モナコ、サンマリノ、タイの政府報告書審査が行われる。また、4月7日から11日には、[技術協力会合](#)を開き、フィジー、ソロモン諸島、ツバルの報告書を審査し、締約国でない太平洋諸島との交流を図る予定である。

\*\*各国の総括所見は[こちら](#)

国連人権理事会 58 会期：北京宣言のレガシーを守るために結束しなくてはならない

2025/02/24

国連人権高等弁務官事務所

2月24日に開幕した国連人権理事会58会期。同会期中に行われた人権主流化に関するパネルディスカッションで、ヴォルカー・テュルク国連人権高等弁務官が次のように述べた。「北京宣言と行動綱領は、女性の権利とジェンダー平等の歴史において画期的な出来事であった。ジェンダーに基づく暴力に対抗する世界的な動きに火をつけ、160か国以上がDVに取り組む法律を制定した。宣言以降、世界の国々の議会で活躍する女性の数は2倍以上に増えた。今、私たちは、30年前と同じ動員と連帯を早急に必要としている—女性の権利やジェンダー平等（特に性と生殖に関する健康と権利）に対する反発の高まりに対抗するために。宣言と行動綱領に一丸となって取り組む必要がある—私たちの世界にジェンダーに基づく暴力、差別、女性蔑視は居場所がないという明確なメッセージを届けるために」。

国連人権理事会 58 会期：死刑制度は 21 世紀にはあってはならない

2025/02/25

国連人権高等弁務官事務所

国連人権理事会 58 会期、死刑に関するパネルディスカッションでヴォルカー・テュルク国連人権高等弁務官が次のように述べた。「死刑は 21 世紀にはあってはならない慣行である。いくつかの国は死刑が国家主権の範囲内にあると主張しているが、人間の尊厳や生命に対する権利と相容れない。国連は、あらゆる形態の死刑に反対する。悲しいことに、2 年前と比べ世界的に死刑執行が大幅に増加している。2023 年には 16 か国で 1,153 件の死刑執行が行われ、2022 年よりも 31% 増加し、過去 8 年で最も多かった。これらの数字には、死刑に関する透明性の高い情報や統計が不足している中国は含まれていない。40% 以上の死刑は薬物関連の罪を理由とするものであり、過去 2 年で急増している。国際人権法では、死刑の基準を満たすのは故意の殺人を伴う最も重大な犯罪のみであり、薬物関連の犯罪は満たしていない。犯罪学者や専門家は、死刑制度が無実の人びとの処刑にまぎれもなくつながると指摘している。私は死刑制度のジェンダーの側面も懸念している。女性に死刑を宣告するとき、女性であることによるトラウマや暴力の経歴など、国は減刑にすべき要因を考慮に入れていない。死刑制度は、被害者のためになることもなければ、犯罪を抑止することもほとんどない」。